

平成 2 5 年第 2 回臨時会

平成 2 5 年 6 月 2 8 日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 5 年 6 月 2 8 日

議事日程

- 第 1 議員の辞職報告
- 第 2 新議員の紹介
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 管理者発言
- 第 7 選 第 1 号 副議長の選挙
- 第 8 議案第 5 号 監査委員の選任について
- 第 9 議案第 6 号 監査委員の選任について
- 第 1 0 議案第 7 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 8 号 平成 2 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで議事日程に同じ

追加日程 議長の辞職の件

追加日程 議長の選挙

出席議員（19名）

1番	神田和生君	2番	高桑藤雄君
3番	野口靖君	4番	大久保協城君
5番	渡辺新一郎君	6番	窪田行隆君
7番	渡辺徳治君	8番	山田朱美君
9番	佐藤淳君	10番	隅田川徳一君
11番	斉藤千枝子君	12番	清塚直美君
13番	石川徹君	14番	岩田寿君
15番	宮前俊秀君	16番	今井憲治君
17番	江原洋一君	18番	山崎恒彦君
19番	小屋淳君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者兼 病院院長	鈴木忠君
病院長補佐	石崎政利君	附属外 センター長	清水透君
経営管理部長	茂木裕君	看護部長	五十嵐克子君
薬剤部長	堤教明君	診療支援部長	田島信夫君
次長	黒澤美尚君	副看護部長兼 安全管理室長	采谷洋子君
次長兼 医療情報課長	松田裕一君	参事兼 総務課長	島崎泰君
用度施設課長	三浦真二君	地域医療 連携課長	横坂政彦君
企画財政課長	高柳和浩君	外事 来セ 務統 括	小林ゆかり君
し ら さ ぎ 管 理 課 長	五十嵐良宣君		

開会の挨拶

議長（渡辺新一郎君） 皆様、こんにちは。

本日、平成25年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席いただきまして開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期臨時会に提案されますものは、副議長選挙他4案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいいたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（渡辺新一郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成25年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を開会いたします。

第1 議員の辞職報告

議長（渡辺新一郎君） 日程第1、議員の辞職報告を行います。

高崎市選出の棚島道雄君、同じく高崎市選出、大竹隆一君、同じく高崎市選出、三島久美子君から5月15日付で辞職願が提出され、閉会中であったので、地方自治法第108条の規定により辞職を許可したので、報告いたします。

第2 新議員の紹介

議長（渡辺新一郎君） 日程第2、新議員の紹介を行います。

高崎市より選出の清塚直美君、同じく高崎市選出、石川徹君、同じく高崎市選出、岩田寿君、また、神流町の議員選挙後、選出されました宮前俊秀君、以上、4名であります。

第3 議席の指定

議長（渡辺新一郎君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

12番、清塚直美君、13番、石川徹君、14番、岩田寿君、15番、宮前俊秀君と指定いたします。

第4 会期の決定

議長（渡辺新一郎君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

第5 会議録署名議員の指名

議長（渡辺新一郎君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。7番、渡辺徳治君、15番、宮前俊秀君を指名いたします。

第6 管理者発言

議長（渡辺新一郎君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度も既に3カ月が経過したところですが、昨年引き続き、病院・外来センター事業ともに順調に推移しております。

このような中、病院事業のさらなる質の向上と効率的な運営を図るため、現在、病院機能再整備のための基本設計に着手しております。関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、副議長選挙他4案件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

第7 選第1号

議長（渡辺新一郎君） 日程第7、選第1号、副議長選挙を行います。

報告いたします。先に報告したとおり、三島久美子副議長の辞職により、副議長が空席となっております。よって、ただいまより副議長選挙を行います。暫時休憩いたします。

(午後 1 時 3 6 分休憩)

(午後 1 時 4 0 分再開)

議長 (渡辺新一郎君) 休憩前に引き続き会議を開会いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (渡辺新一郎君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長により指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (渡辺新一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に宮前俊秀君を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました宮前俊秀君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (渡辺新一郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮前俊秀君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました宮前俊秀君が議場におられますので、本席から会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、告知いたします。

副議長承諾の挨拶を願います。宮前俊秀君。

議員 (宮前俊秀君) ただいま、議長より副議長当選の告知をいただきました宮前でございます。

ただいま、当組合副議長を仰せつかりましたことは、私にとりましては身に余る大役であり、身の引き締まる思いであります。本組合事業の病院事業が住民皆様に理解され、適正で良質な医療が提供されるために組合議員の一員として、また、議長の補佐役として議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力とご指導をよろしくお願いを申し上げまして、就任の挨拶とご協力のお願いにさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 (渡辺新一郎君) 暫時休憩いたします。

(午後 1 時 4 2 分休憩)

(午後 1 時 4 5 分再開)

副議長 (宮前俊秀君) 休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

議長の辞職の件

副議長（宮前俊秀君） 議長の渡辺新一郎君より議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（宮前俊秀君） 異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺新一郎君の退席を求めます。

（渡辺新一郎君 退席）

副議長（宮前俊秀君） まず、その辞職願を朗読させます。経営管理部長。

経営管理部長（茂木裕君） 辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいから許可されますようお願い出ます。多野藤岡医療事務市町村組合議会副議長様。多野藤岡医療事務市町村組合議会議長、渡辺新一郎。

以上でございます。

副議長（宮前俊秀君） お諮りいたします。渡辺新一郎君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（宮前俊秀君） 異議なしと認めます。よって、渡辺新一郎君の議長の辞職を許可することに決定しました。

渡辺新一郎君の入場を求めます。

（渡辺新一郎君 入場）

議長の選挙

副議長（宮前俊秀君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（宮前俊秀君） 異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

（午後1時48分休憩）

（午後2時28分再開）

副議長（宮前俊秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(宮前俊秀君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については副議長において指名することにし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(宮前俊秀君) ご異議なしと認めます。

議長に隅田川徳一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました隅田川徳一君
を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(宮前俊秀君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました隅
田川徳一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました隅田川徳一君が議場におられますので、本席
から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

隅田川徳一君の議長承諾挨拶をお願いいたします。

議長(隅田川徳一君) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、不肖私が多野藤岡医療事務市町村組合議会議長に当選させていた
だきました。よろしく願い申し上げます。

もとより浅学非才、その器ではございませんが、地域住民の方々の健康増進
と地域医療福祉の発展、そして、それに円滑なる議会運営のために全精力を傾
注する所存でございます。議員各位を初め、皆様方の限りないご指導とご鞭撻
を賜りますよう心からお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。
よろしく願い申し上げます。

副議長(宮前俊秀君) ありがとうございます。

議長選挙に当たりましては、議員各位のご協力をいただき、副議長としての
職務を務めさせていただきました。議長選挙が終了いたしましたので、議長の
職を解かせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

(午後2時32分休憩)

(午後2時33分再開)

議長(隅田川徳一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、管理者からの発言の申し出がありますので、これを許します。管理
者。

管理者(新井利明君) 議長・副議長の就任に際し、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、当選されました隅田川徳一議長並びに宮前俊秀副議長におかれましては、まことにめでとうございます。

お二人とも人望も厚く、卓越した指導力は衆目の集めるところであります。今後の議会運営に当たり、いかに指導力を発揮されまして、円滑な議会運営をご期待申し上げるものであります。

議員各位におかれましては、正副議長に対しまして絶大なるご協力をお願い申し上げます。お祝の言葉といたします。まことにめでとうございました。

第8 議案第5号

議長（隅田川徳一君） 日程第8、議案第5号、監査委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午後2時35分休憩）

（午後2時41分再開）

議長（隅田川徳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により高桑藤雄君の退席を求めます。

（高桑藤雄君 退席）

暫時休憩いたします。

（午後2時42分休憩）

（午後2時46分再開）

議長（隅田川徳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第5号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員のうち、議員から選任いたします監査委員が欠員でございます。

つきましては、適任と思われ高桑藤雄議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、まことに簡単であります。提案の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(隅田川徳一君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第5号、監査委員の選任について同意を求め、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(隅田川徳一君) 起立全員であります。よって、議案第5号はこれに同意することに決しました。

高桑藤雄君の入場を求めます。

(高桑藤雄君 入場)

議長(隅田川徳一君) ただいま、高桑藤雄君が監査委員としての承認を受け、選任されましたことを伝えます。この際、監査委員に選任されました高桑藤雄君の挨拶を願います。高桑藤雄君。

議員(高桑藤雄君) 一言ご挨拶申し上げます。監査委員に就任させていただきました。心から感謝を申し上げます。大変重責でございますけれども、全身全霊で責務を全うすべく努力いたしたいと思っております。議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

第9 議案第6号

議長(隅田川徳一君) 日程第9、議案第6号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第6号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本組合の監査委員は、議員から1名、識見を有する者から1名、計2名と定められております。このうち識見を有する者につきましては、4年の任期となっており、任期満了となりましたので、小手澤治氏を再任いたしたく、地方自治法第292条の規定を準用し、同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

小手澤氏は、藤岡市上戸塚に居住されており、昭和25年生まれの62歳であります。

昭和54年より税理士として活躍されており、群馬県税理士協同組合理事や関東信越税理士会理事を歴任されております。また、構成市町村である藤岡市の情報公開・個人情報保護審査会委員などを初め、数々の公的な職務を務めて

おり、行政はもとより財務については特に精通しており、大変識見の高い人です。

以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については人事案件でありますので、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第6号、監査委員の選任について同意を求めるとの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第6号はこれに同意することに決しました。

第10 議案第7号

議長（隅田川徳一君） 日程第10、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（茂木裕君） 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

構成市町村であります藤岡市においては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた国からの要請により、職員の給与削減支給措置のため、本年6月議会に職員の給料の臨時特例に関する条例の制定を提案いたしました。この条例が賛成多数で可決され、7月1日より、本年度に限り給料を減額することとなりました。

当組合におきましても、藤岡市に倣って同内容の条例を制定するものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審

議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 職員組合との話し合いというのはどういうふうになったんでしょうか。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） お答え申し上げます。

今回の事案につきまして、特段組合との協議は行っておりません。なぜかと申しますと、国、県、また構成市町村、主な構成市町村がそういう形の中で決定をしております。また、今回病院の職員につきまして一般行政職のみということで限定しておりますので、職員組合とは特に協議はいたしておりません。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 本来、職員の給料の削減とかは人事院勧告に基づいて行うのが今までだったと思うんです。それは、職員からスト権を剥奪する。そのかわりに人事院勧告に基づいてということは通例だったというふうに思うんです。それが今回やられていないということについては、やはりちょっとどうなのかなというふうに思わざるを得ないというふうに思います。

特に今度の問題は地方との協議もなく、国が一方的に消費税を増税するのと同じように、そのときの国会議員と公務員の身を削ることをしなければ国民が納得できない、しないだろうということで消費税の増税を図っていくということがやられたというふうに思うんです。それで、今度の問題についても一方的に職員の給料何%ということで、国家公務員が削ったんだからということで、地方公務員、また、準地方公務員に対して、まあ強制的とは言わないけれども、やむを得ないということで、どこでも認めていくというのが慣例になっているというふうに思うんです。やはりこういったことは、人によってなんでしょうけれども、月3万、年間にすると20万から30万の人件費の削減、給料の削減ということで、多分子供さんたちが大学に行ったりとか高校に行ったりとか、一番お金のかかるときにそういうことがされると、大変な負担になるということで、なかなか職員のモチベーションも下がってしまうのじゃないかということも心配される場所です。

そもそもこの問題については、やはり公務員の給料の引き下げというのは、民間業者に対しても、民間の企業に対しても賃下げをする大きな理由になるということは言えるというふうに思うんです。特に消費税の増税についても、これから先、15年10月ですか、8%になっていく、その8%でとどまるんでなくて、もっと増税しなくてはならないだろうということが、民間の研究者と

いうんですか、の人たちも言っていることですよね。東大教授の何ていう教授でしたっけ、その人が読売新聞にも書いていたけれども、10%でも足りなくなる。もっと上げなければならないということが、当然のことだということなことで読売新聞に論文書いていますね。そういうのを見ると、その都度、国民の皆さんに負担を押しつけるんだから、公務員は我慢しろということで、賃下げがさらに行なわれるというようなことがあるんじゃないかというふうにも思われるわけです。

そういう意味では、やはり今回は人事院勧告が出ていないにしてみても、やはり職員組合との話し合いというのは十分して、職員のモチベーションを崩さないように、高めるようなことが必要あるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、この今回の案というのは、なかなか納得しにくいなというふうに思います。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立多数であります。よって、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

第11 議案第8号

議長（隅田川徳一君） 日程第11、議案第8号、平成25年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（茂木裕君） 議案第8号、平成25年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療用画像管理システム、通称PACSの平成26年度早期更新のため、債務負担行為として限度額2億円の設定を行うものです。

PACSにつきましては、近年の画像データの容量の増加により、サーバーの容量が不足することが判明し、来年度早期の更新が必要となりました。このため、今年度中に請負者を決定し、システムの構築を進めることが必要となりますので、債務負担行為の設定をするものです。

なお、収入支出の予算につきましては、起債事業として平成26年度予算の資本的収入支出に計上させていただき予定であります。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 補正第1号なんですけれども、今の説明だと、今までも当然このシステムをこの病院は持っていて、容量による更新だということなんですけれども、その辺もう少し詳しく説明をしていただけませんか。

それから、なぜこの臨時会で債務負担行為なのか、この辺の理由についても説明をしてください。

それから、債務負担行為の期間が、いわゆる今年度25年度から26年度だということなんですけれども、じゃ、今年度中に現年度化するケースがあるとすれば、この2億円の予算の中からですよ、現年度化するケースがあるとすれば、どういうケースのときに、この2億円の債務負担行為された2億円の中から現年度化するのか、その辺についてもどういう認識でいらっしゃるのか、この辺について説明願います。

議長（隅田川徳一君） 診療支援部長。

診療支援部長（田島信夫君） お答えいたします。

まず、PACSの容量についてなんですけど、当初想定していませんでした画像のデータが発生いたしまして、これ何かといいますと、昨年度秋に外来センターのCTを入れかえまして、これが非常に高性能のものでありまして、非常に細かいデータがとれるということで、当然データ量が想定外に増えたということ、さらに超音波の画像と当初、PACS入れる予定でなかった装置のデータも一緒に入っているということで、容量が足りなくなったということがございます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） お答えいたします。

なぜこの臨時会で債務負担行為の設定をするのかというご質問ですが、まず、来年度の早いうちにこのシステム、稼働をさせたいというふうに考えております。それには今年度中に、先ほど提案説明の中でありましたように、契約を結ばなければなりませんので、その期間を考えまして、この臨時会で提案をさせていただいて、可決いただければ契約の事務に移っていきたいというふうに考えております。

それから、この予算につきまして現年度化するケースがあるかというようなお話なんですけれども、これは26年度の起債事業というふうに考えておりますし、実際に稼働が26年度になりますので、その時点で支払いが生じますので、26年度で今のところは支払いというふうに考えております。したがって、25年度中には支払いのほうは今のところ生じない見込みでありますので、仮に25年度で何らかの支払いが生じるようなケースの場合には、どこかの議会で、また補正をお願いすることがあるかと思っておりますけれども、現状では26年度の事業完了ということでありますので、今年度中の予算の現年度化ということは今のところないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） その現年度化の問題なんですけれども、同じような事案が、ついこの間、藤岡市議会の臨時会で出たんです。いろいろ見解が違って、これはその藤岡市として統一しましょうということで統一したんだけど、現年度化する可能性がゼロだとすれば、債務負担行為の期間を年度を入れる必要はないんだよ。だって、債務負担行為というのは次年度以降の予算を担保することだから、じゃ、なぜ26年からの事業なのに今年度、その期間の中に今年度が入るんですかという議論をさせていただいたから、当然病院も同じことのように今年度現年度化するようなケースがあるとすれば、どんなケースがあるんですかというふうに質問したんで、もう一度ないと言い切るんだとすれば、25年から期間を25年と入れる必要はないということでしょうから、当然何らかの契約行為をすることによって何らかのものが発生すると考えるから、皆さんは25年というふうに入れたんだと、私はそういうふうに理解しているんだけど、だから、そのケースはどんなケースがあるんですかという質問ですから、そのことに対して、いま一度お答えください。

それから、今年度中に契約するという話なんですけれども、じゃ、いつするんですか。これを見ると、更新ということだということになると、一般競争入札でやるんですか、指名競争入札でやるんですか、それとも更新と言われていたから、今、当然そのシステムを持っているということですから、じゃ、これは相見積もりでやるんか、どんな手法でやるんですかということについてもお答えをしていただきたいと思います。

さらに、その先、じゃ、なぜ、例えばですよ、まだ答えがわかっていませんから、この質問はどうかなと、いかがなものかと自分でも思うんだけど、質問の回数が3回しかありませんから、あえてお聞きしますけれども、じゃ、指名競争入札だからこうです、相見積ならこうだ、一般競争入札だところ、したがって、その辺の損益分岐点がこういうことですから、こういう方法でやりますというところまでお答えをいただくと大変ありがたいので、それについてもお答え願います。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） お答えいたします。

その債務負担行為の年度、25年度から26年度までというふうな設定の仕方をした部分なんですけれども、25年度については歳出予算のほうに予算は組んでございません。当然ゼロということになりますので、そういったことを表示する意味合いからも、25年度からというような表示の仕方をさせていただいております。

仮にの話なんですけど、この25年度現年化するようなケースについては、例えば出来高に応じて支払いをすとか、前払い金を支払いをすとか、そういうケースが考えられるかなというふうに思いますけれども、現状ではそういったことを考えておりませんので、25年度の予算はゼロということで、こういった表示をさせていただいております。

それから、契約をいつするのかというふうなことですけれども、これはこの方法も含めましてお答えをさせていただきますけれども、この契約の方法についてはプロポーザルで契約をしようというふうに、業者選定をしようというふうに考えております。契約の時期につきましては、これは消費税の問題等もあるんですが、9月中には契約を結びたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（隅田川徳一君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） ちょっと意味がよく理解できないんですけど、私は契約行為を25年度中にすると、今の話だと、その消費税の問題も云々という話ですから、多分9月ごろまでにはするんでしょうけれども、その契約行為をすることによって、この行為をすることによって、例えばですよ、例えばの仮の話、病院が一方的に契約したのにも関わらず、ある意味でこの契約を破棄します。当然それは、そこで、じゃ、契約のところで損害賠償がどうだこうだと、損害賠償だって、その契約をすることによって、あなた方が補正予算を、違約金を支払います、補正予算をどこかのタイミングで出してくれますと言っても、議会が否決したらどうなるんだ、それは担保されていないでしょうということなのですね。

だから、したがって、もうこの議会で25年度、本年度も含めて期間をするということは、この議会以降、契約行為を、もっと詳しく言えば契約行為をした後に何らかの事態が生じてもちきちんと、2億円の支出が担保されているということだから業者さんは契約するんだと、そういうふうに私は理解しているんだけど、どうも理解が違うんだけど、いま一度そういう理解でよろしいのか。この辺の理解が藤岡市議会の中でも申し上げましたけれども、皆さんの側と議会の側がきちんとした共通の認識でないとおかしい議論になっちゃうから統一、どういう見解なのかきちんとしてしまおうよねということなんで、当然私は病院もそれに対して右へ倣えだと、同じだというふうに認識していたものですから、今、質問しているんですけど、どうもその辺の認識が若干違うみたいなんで、いま一度この件について答弁を求めます。

それから、プロポーザル、いわゆる提案型でやるということなんですけれども、そうすると病院側はなぜこのプロポーザル。じゃ、そのプロポーザルだって、どこまで何社でやるんだとか、そういうこともあるんだと思うんですよね。何社に提案型で出してきたか、よく、私はこの専門家じゃありませんから、この画像システムということはどういうシステムなのか、言われてもなかなか頭の中ですぐイメージできません。したがって、なぜプロポーザルなのか、なぜ一般競争入札じゃダメなのか、なぜ指名競争入札じゃダメなのかということなんで、プロポーザルで行う意義をいま一度説明をしてください。お願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 暫時休憩いたします。

（午後3時13分休憩）

（午後3時15分再開）

議長（隅田川徳一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） 1点目の債務負担行為の問題ですけれども、議員のおっしゃるとおり、そういったことも踏まえて、この債務負担行為の設定をさせていただきますということになります。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 次長。

次長（黒澤美尚君） お答えさせていただきます。

まず、選定理由ですけれども、プロポーザルで選定させていただきます。このPACSについては、非常に特殊で高度な技術を要します。したがって、どんな業者でもできるというものではございません。当院で、業者を指名いたしまして、その指名した業者からさまざまな病院の仕様書に合った提案をさせた形で、今回選定の方法として考えております。

今回のPACSについては、非常に容量も大きいですし、5年の契約期間ということもあり、また、高額な部分もございますので、そのところは慎重にプレゼンテーションを受けて業者選定をさせていただくつもりでございます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 暫時休憩いたします。

（午後3時17分休憩）

（午後3時17分再開）

議長（隅田川徳一君） 休憩前に続き会議を開きます。

次長。

次長（黒澤美尚君） お答えいたします。

指名業者については4者を予定しております。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 病院長。

病院長（鈴木 忠君） 追加をさせていただきます。

本来なら、病院で今回新たに更新するPACSについて仕様書を作成するというのですが、仕様書にもいろいろなレベルがございます。そういうことで病院の使用目的に合った概要的な仕様書は作成することができます。その仕様書をもとに、その4業者にプレゼンテーションしていただく。プロポーザルで提案していただいた内容で業者を選定する方式で今、進めているところであります。

仕様書だけで競争入札ということでやりますと、なぜ不都合が出るかということ、仕様書で完璧なものができればいいんですけども、技術的なことというのは、それを専門にやっているものであればわかりますけれども、病院の職員の中で完璧な仕様書、微に入り細にわたり、漏れのないような仕様書をつくることは現実的には不可能であります。そういうことで、どういうことを求めるかという、その機能的なところを示した仕様書をつくり、それに対して提案していただく。そして、当然それにかかる費用、予算的な規模というものは当然わかっているわけですから、それに対してどれだけ病院の目的にかなったものをきちっと提案してくれるかどうか、それをもとにして選ぶことが一番現実的であると、そういうようなことでプロポーザルで選定していくということを予定しているところであります。

以上であります。

議長（隅田川徳一君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(隅田川徳一君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(隅田川徳一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第8号、平成25年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(隅田川徳一君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長(隅田川徳一君) お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(隅田川徳一君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

管理者挨拶

議長(隅田川徳一君) この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者(新井利明君) 平成25年第2回組合議会臨時会閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。

今後も地域医療機関との連携を推進するとともに、病院の健全経営に、より一層の努力をしてまいりたいと思いますので、ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、お体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

閉会

議長(隅田川徳一君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を閉会
いたします。長時間ご苦勞さまでした。

午後3時22分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 隅田川 徳 一

副 議 長 宮 前 俊 秀

前 議 長 渡 辺 新一郎

署名議員 渡 辺 徳 治

署名議員 宮 前 俊 秀